

○東京情報大学公的研究費の管理・監査に関する 規程

制 定 平成 25 年 4 月 1 日

最近改正 令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東京情報大学学則第 2 条の目的に基づく研究及び「東京情報大学における研究活動に係る行動規範」に基づく研究活動を遂行するため、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、東京情報大学(以下「本学」という。)における公的研究費(以下「研究費」という。)の管理・監査等に関する事項を定め、研究費の公正かつ適正な取扱いに関する必要な事項を定めるものとする。

(研究費の定義)

第 2 条 この規程において、研究費とは、文部科学省等の公的資金配分機関（以下「配分機関」という。）が研究機関等に配分する次の競争的研究資金をいう。

- (1) 科学研究費助成事業
- (2) 各省庁の競争的研究資金
- (3) 前号に定めるもののほか、政府機関、独立行政法人、地方公共団体及び特殊法人等が配分する研究費

2 研究費の使用は、学校法人東京農業大学調達規程(以下「調達規程」という。)、学校法人東京農業大学出張旅費規程等の関係規程及び各研究費に定められている手続き等の規定に基づき行わなければならない。

(研究者等の責務)

第 3 条 本学の研究費を使用して研究活動を行う者(以下「研究者」という。)及び本学において研究費の管理及び運営等研究の支援に係る業務に従事する職員等(以下「研究支援者」という。)は、研究活動が社会から負託された公共的・公益的な知的生産活動であることの重要性を認識し、関係法令のほか学校法人東京農業大学諸規則諸規程を遵守しなければならない。

2 研究者及び研究支援者(以下「研究者等」という。)は、不正防止対策として本学が実施するモニタリングに積極的に協力し、研究費の適正な管理・運営及び公正かつ効率的な使用に努めなければならない。

3 研究者等は、不正防止対策として本学が実施するコンプライアンスに関する説明会を受講し、誓約書を提出しなければならない。

(最高管理責任者)

第 4 条 本学に、大学全体を統括し研究費の運営及び管理について、最終的な責任と権限を有する最高管理責任者(以下「最高責任者」という。)を置く。

2 最高責任者は、学長をもってこれに充て、職名を公開する。

- 3 最高責任者は、研究費の適正執行に関する基本方針を策定並びに周知をするとともに、第5条に規定する統括管理責任者が責任を持って研究費の運営及び管理に当たることができるように努めなければならない。

- 4 最高責任者は、前項に定める基本方針等を策定及び変更する時、理事長に報告すると共に、必要に応じて理事会に報告する。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高責任者を補佐し研究費の運営及び管理について、本学全体を統括する責任と権限を有する統括管理責任者(以下「統括責任者」という。)を置く。

- 2 統括責任者は、学長が指名する副学長又は学部長をもってこれに充て、職名を公開する。

- 3 統括責任者は、基本方針に基づいて本学全体の具体的な対策を策定並びに実施するとともに必要に応じ、次条に規定するコンプライアンス推進責任者に対し、研究費の管理及び運営に係る改善を指示する。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 本学に、各部局における研究費の運営及び管理について責任と権限を有するコンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、学部長、総合情報研究所長、事務局長をもってこれに充て、職名を公開する。ただし、学部長が統括責任者となる場合は、当該学部の学科長をこれに充てる。

- 3 コンプライアンス推進責任者は、研究費の執行を担当する部局に対し研究費の使用状況等についてモニタリングを行い、必要に応じ当該結果を統括責任者に報告するとともに、不正防止計画及びコンプライアンスの推進を図る。

(公的研究費適正管理委員会)

第7条 研究費の公正かつ適正な取扱いに必要な事項を審議するため、本学に公的研究費適正管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、次の事項を行う。

- (1) 最高責任者が定める不正防止計画の管理及び監督
- (2) 不正防止計画の実施状況について最高責任者への報告
- (3) コンプライアンス教育、公的研究費の不正防止に関する啓発活動及びモニタリングの企画並びに実施状況の管理監督
- (4) 前項にかかわらず、最高責任者が必要と定める事項

- 3 委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副学長
- (2) 大学院研究科委員長
- (3) 学部長
- (4) 総合情報研究所長
- (5) 学科長
- (6) 事務局長
- (7) 事務局次長
- (8) 総務課長

- 4 委員会に委員長を置き、統括責任者をもってこれに充てる。

- 5 委員会は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見又は助言を聴くことができる。

- 6 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 7 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席によって成立し、議決は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

- 8 委員会の幹事は、総合情報研究所をもって充て、委員会の事務を執り行う。

(不正防止計画)

第8条 最高責任者は、本学における研究費の管理・運営状況及び研究費の取扱いに係る不正の発生要因を把握するとともに、具体的な不正防止計画を策定し、当該計画を着実に実施しなければならない。

- 2 最高責任者は、前項に規定する不正防止計画の実施に当たって、理事長の協力のもとに推進する。
- 3 前項の不正防止計画を推進するため、防止計画推進部署を置く。防止計画推進部署は、総合情報研究所をもって充てる。

(監査)

第9条 最高責任者は、理事長と協議し研究費の適正な管理・運営のため、定期的又は臨時に監査を行う。

- 2 前項の監査は、学校法人東京農業大学内部監査室が担当する。
- 3 最高責任者は、監査の結果、改善等が必要であると認められた事項について、速やかに有効かつ具体的な措置を講ずるものとする。

(研究費不正行為についての本学における相談・通報窓口)

第10条 研究費の使用及び管理に関する不正行為についての相談・通報(以下「告発等」という。)の窓口は、第6条第2項に定めるコンプライアンス推進責任者とする。

- 2 相談・通報窓口は、前項に定める告発等について内容を確認し、統括責任者に報告する。
- 3 統括責任者は、前項に定める報告に基づき、当該事実について、最高責任者に報告する。
- 4 最高責任者は、告発等を行った者に対して、秘密の遵守その他告発者の保護をするための適切な措置を講じなければならない。
- 5 最高責任者は、告発等がなされたことをもって、被告発者に対して研究活動の制限や不利益な取扱いをしてはならない。

(予備調査委員会)

第11条 最高責任者は、次の各号に該当する事項が発生した場合、予備調査委員会を組織し、予備調査を諮問する。

- (1) 告発等、報道及び会計検査院等の外部機関からの指摘があった場合
- (2) 研究費の不正使用又は管理に関する不正行為の疑いがある事案が発生した場合
- (3) 学校法人東京農業大学内部公益通報取扱規程第10条第3項に規定する公益通報に基づき、公益通報対応業務従事者から要請があった場合

- 2 予備調査委員会の委員は、統括責任者が推薦し、最高責任者が承認する。
- 3 最高責任者が認める場合、予備調査委員に外部有識者を加えることができる。
- 4 予備調査委員会は、最高責任者の諮問に基づき、内容の合理性、不正行為の有無についての調査を実施後、最高責任者に報告する。なお、最高責任者は、告発等の受付から30日以内に次条に定める調査委員会の要否、その理由並びに概要について、配分機関及び関係省庁に報告する。

- 5 最高責任者は、予備調査の結果、次条に定める調査を実施しないことを決定した場合、その旨の理由を告発者及び被告発者に通知する。
- 6 最高責任者は、第4項の報告のうち、第1項第1号及び第2号に規定する事案については、理事長に報告し、第1項第3号に規定する事項については、総括者に報告する。
- 7 最高責任者は、予備調査及び次条に定める調査の過程において、調査対象となる研究者等の研究費の執行停止を命ずることができる。
(調査委員会)

第11条の2 最高責任者は、前条第4項の結果について、研究費の使用及び管理に関する不正行為に当たる又は不正行為が疑われる場合、調査委員会を設置し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定を求めるものとする。

- 2 前項の調査委員会は、最高責任者の要請に基づき理事長が許可した場合、学校法人東京農業大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第57条又は学校法人東京農業大学有期雇用職員就業規則（以下「有期就業規則」という。）第47条に規定する調査委員会を兼ねる。
- 3 前項に定める調査委員会の委員は、統括責任者が推薦し、最高責任者が承認する。
- 4 調査委員会の委員は、半数以上を本学とは異なる機関の有識者で構成し、かつ告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。調査委員長が必要と認める場合、最高責任者の承認を得て外部有識者を委員とすることができる。
- 5 調査委員会委員長（以下「調査委員長」という。）は、統括責任者が当たる。
- 6 最高責任者は、調査委員会を設置したとき、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に対して通知する。
- 7 調査委員長は、第1項の調査の指示から30日以内に調査委員会による調査を開始し、開始から150日以内に次の各号について事実確認を行い、その結果を最高責任者に報告する。
 - (1) 研究費の使用及び管理に関する不正行為の存否
 - (2) 不正行為と認定された場合は、内容及び不正行為に関与した者とその関与の度合い
 - (3) 不正行為と認定された研究活動における役割
 - (4) その他関連する事実
 - (5) 前各号に定める事項のほか、第2項に定める調査委員会を兼ねる場合は、その該当事項
- 8 最高責任者は、前項に基づく調査結果について、理事長に報告する。
- 9 前項のほか、第11条第1項第3号に規定する公益通報については、総括者に報告する。
- 10 第7項第1号から第4号に定める調査の結果について、最高責任者は、告発者及び被告発者に書面にて通知する。
- 11 告発者及び被告発者は、調査委員会による調査に協力しなければならない。
- 12 調査委員会は、告発者及び被告発者による独自の調査を禁止する。
- 13 調査委員会は、調査及び認定に当たり、被告発者に弁明の機会を与える等、公正を期さなければならない。
- 14 調査委員会は、調査に当たり証拠書類と付随する資料及び情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、秘密保持を徹底する。

- 15 調査委員会は、調査に係る研究活動について証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置を講じる。

(異議申し立て)

第11条の3 告発者及び被告発者は、前条第10項に基づく通知について、通知を受理した日から起算して14日以内に異議の内容を付した最高責任者宛の文書をもって、第10条に定める相談・通報窓口へ異議申し立てをすることができる。

- 2 最高責任者は、前項の異議申し立てがあった場合、理事長又は総括者と協議を行い、再調査実施の可否を決定し、その旨を告発者、被告発者、配分機関及び関係省庁に報告する。
- 3 調査委員会は、前項に定める再調査を実施する場合、再調査の開始から50日以内に完了する。
- 4 調査委員長は、最高責任者に対して再調査の結果を報告する。
- 5 最高責任者は、前項の再調査結果について、理事長又は総括者に対して報告する。
- 6 最高責任者は、再調査の結果について、告発者及び被告発者に通知を行い、配分機関及び関係省庁に報告する。

(配分機関への対応)

第12条 最高責任者が必要と認める場合、第11条の2に定める調査について、調査の方針、対象及び方法等を、事前に配分機関に報告又は協議する。

- 2 最高責任者は、第11条の2に定める調査結果に基づき、第11条第1項各号の事案を受け付けた日から起算して210日以内に次の各号について配分機関に最終報告書を提出する。

- (1) 第11条の2に基づく調査結果
 - (2) 研究費の使用及び管理に関する不正行為発生要因
 - (3) 研究費の使用及び管理に関する不正行為に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況
 - (4) 再発防止措置及び計画等
- 3 調査委員長は、調査の過程において、不正の事実を認定した場合、その事実を速やかに最高責任者に報告する。
- 4 最高責任者は、前項に基づく報告があった場合、速やかに配分機関に報告する。
- 5 最高責任者は、配分機関が求める場合、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告等を当該配分機関に報告する。
- 6 最高責任者は、配分機関の求めに応じ、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事業に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
- 7 最高責任者は、配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じなければならない。
- 8 最高責任者は、就業規則第60条又は有期就業規則第50条に基づく懲戒処分が決定した場合、配分機関に対して、報告しなければならない。

(調査結果の公表)

第12条の2 最高責任者は、研究費の使用及び管理に関する不正行為と認定された場合、調査結果を公表する。

2 前項に定める公表の内容は、該当する不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等とし、公表の範囲については、最高責任者が決定する。

3 最高責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合、調査結果を公表しない。ただし、次の各号に認定された場合は、最高責任者が認めた情報を公表する。

(1) 公表した事実に誤りがある場合

(2) 調査の過程における未認定の事実等が外部に漏洩した場合又は公表の範囲を超える公表があった場合

(3) その他最高責任者が、公表することが適当と認めた場合
(研究費の使用中止)

第12条の3 最高責任者は、第11条の2に規定する調査の結果、次の各号に認定された者に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずる。

(1) 研究活動上の不正行為に関与したと認定された者

(2) 研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負うとして認定された者

(3) 研究費の全部又は一部について使用上の責任を負うとして認定された者
(懲戒処分)

第13条 本学に所属する研究者等による研究費の不正使用等が明らかになった場合には、当該不正使用に関与した研究者等に対して、就業規則第12章又は有期就業規則第12章に基づき懲戒処分するものとする。

(是正措置等)

第13条の2 最高責任者は、調査の結果、研究活動上の不正行為と認定された場合には、委員会に対し再発防止策等の検討を指示し、速やかに是正措置等を講じる。

(措置の解除等)

第13条の3 第11条に規定する予備調査及び第11条の2に規定する調査委員会による調査の結果、研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合、最高責任者は、第12条第7項に定める研究費の支出停止等の措置を解除する。

2 第11条に規定する予備調査及び第11条の2に規定する調査の結果、最高責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

(取引業者への対応)

第14条 最高責任者は、取引業者に対して本学の不正防止対策に関する方針を周知するとともに、本学が定める基準に該当する取引業者に対しては、誓約書の提出を求めるものとする。

2 最高責任者は、研究費の不正使用及び管理に関与した取引業者があるときは、調達規程第8条に基づき、必要な措置を講じる。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、総合情報研究所が行う。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴き、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。